

介護予防通所リハビリテーション利用重要事項説明書

1. 施設の概要

(1)

施設 の 名 称	介護老人保健施設 水都苑
所在地・連絡先	(住 所) 愛媛県西条市大町739番地 (電 話) 0897-56-2301 (F A X) 0897-56-2306
事業所番号	3857780302
開設年月日	平成8年5月2日
施設長の氏名	小 野 敦 美

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、一日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を一日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

【介護老人保健施設 水都苑の運営方針】

- 1) 医療と福祉の機能を十分備えた施設としての介護保険サービスを行い、医療への偏重を避け、生活援助の場としての施設であることを原則として、バランスのとれた介護サービスの実施に努める。
- 2) 介護保健施設の4つの基本理念「総合的ケアサービス」「家庭復帰施設」「在宅ケア支援施設」「地域に開かれた施設」に基づき機能するよう努める。

(3) 施設の職員体制

	常勤	非常勤	業 務 内 容
医 師	1	2	利用者の診療を行い、居宅サービス計画書に基づいたサービス内容やリハビリの指示を行う。
看 護 職 員	3	1	医師の指示に基づく、利用者の健康管理に関すること。利用者の日常生活の介護、支援及び家族に対する指導に関すること。居宅サービス計画書に基づいて、サービス提供をする。

介護職員	8	2	利用者の日常生活の介護、支援に関する事。居宅サービス計画書に基づいて、サービス提供をする。
支援相談員	1 (兼務)		利用者及び家族の支援相談に関する事。居宅サービス計画書に基づいて、サービス提供をする。
理学療法士	2		医師の指示に基づく、利用者の機能回復訓練ならびに日常生活動作能力の改善に関する事。居宅サービス計画書に基づいて、サービス提供をする。
作業療法士	1		医師の指示に基づく、利用者の機能回復訓練ならびに日常生活動作能力の改善に関する事。居宅サービス計画書に基づいて、サービス提供をする。
事務職員	1		請求、精算事務に関する事。受付、窓口業務全般に関する事。総務、庶務、経理に関する事。

2. サービスの内容

- ① 介護予防通所リハビリテーション計画の立案
- ② 食事
- ③ 入浴（一般浴槽のほか、入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護
- ⑥ リハビリテーション
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 行政手続代行
- ⑨ その他

* これらのサービスのなかには、利用者の方から基本利用料金とは別に利用料金をいただくものがありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

医療機関	病院名及び所在地	社会医療法人社団更生会 村上記念病院 西条市大町739番地
	電話番号	0897-56-2300
歯科	病院名及び所在地	社会医療法人社団更生会 村上記念病院 歯科 西条市大町739番地
	電話番号	0897-56-2300

4. 施設の利用にあたっての留意事項

食 事	施設利用中の食事は、特段の事情がない限り、施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は、保険給付以外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
飲 酒 ・ 喫 煙	原則として、利用者の方にはご遠慮いただいています。
火 気 の 取 扱 い	施設内での火気の使用は禁止しています。
設 備 ・ 備 品 の 利 用	ご利用いただける設備・備品については、利用の際にご説明いたします。
所 持 品 の 持 ち 込 み	所持品は、必要最小限のものをお願いいたします。また、衣類も含めすべての所持品に、はっきりわかるようにお名前を書いてください。
金 銭 ・ 貴 重 品 の 管 理	原則として、施設ではお預かりできませんので、金銭及び貴重品は所持しないようお願いいたします。ただし、状況によりご相談に応じますので、支援相談員までお申し出ください。※1
宗 教 活 動	個人の範囲での信仰については制限しておりませんが、他の利用者のご迷惑にならないようお願いしています。
ペ ッ ト の 持 ち 込 み	施設内へのペットの持ち込みはご遠慮ください。

※1 日常的にご本人様が身につけられているもの（メガネ、補聴器、杖、携帯電話 等）は通所リハビリテーション 水都苑の管理外とさせていただきます、ご本人様が所持、使用されておられる時の紛失、損傷などは免責事項とさせていただきます。

5. 非常災害対策

- ・防災設備……スプリンクラー、消火器、消火栓、火災自動通報装置
- ・防災訓練……年2回

6. 虐待の防止について

利用者の人権の擁護・虐待の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

【虐待防止に関する責任者： 施設長 小野敦美】

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。

7. 事故発生時の対応及び賠償責任

(1) 利用者の方に対するサービスの提供にあたって事故が発生した場合には、別に定める「安全管理対策運営規程」の手順に従い、速やかに利用者のご家族の方や連帯保証人等関係者に

連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、当該保険者及び関係機関（西条市、愛媛県、国民健康保険団体連合会）へ連絡を行ないます。

- (2) サービスの提供にともなって、施設の責めに帰すべき事由により利用者の方の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

8. 禁止事項

当施設では、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

9. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

電話 0897-56-2265

時間 平日 8:30～17:30（土日・祝日・年末年始 12/30～1/3 除く）

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、水都苑に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

その他の相談窓口：西条市役所 長寿介護課

電話 0897-56-5151

時間 平日 8:30～17:15（土日・祝日・年末年始 12/29～1/3 除く）

愛媛県国民健康保険団体連合会 介護保険係

電話 089-968-8700

時間 平日 8:30～17:15（土日・祝日・年末年始 12/29～1/3 除く）

10. その他

当施設の利用に際して、また、利用中に不明な点等がありましたら、お気軽に当施設職員までお申し出ください。